

北海道青少年健全育成条例第20条関係（抜粋）

北海道青少年健全育成条例

（有害刃物の指定及び販売等の禁止等）

第20条 知事は、刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。以下同じ。）でその形状、構造又は機能が、人の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘発するおそれがあると認められるものであって、規則で定める基準に該当すると認められるものを有害刃物として指定することができる。

2 刃物の取扱いを業とする者は、有害刃物を青少年に販売し、頒布し、贈与し、若しくは貸し付け、又は青少年と交換してはならない。

3 何人も、青少年に有害刃物を所持させないように努めなければならない。

第21条 刃物の取扱いを業とする者は、刃物でその形状、構造又は機能が、人の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘発するおそれがあると認められるもの（有害刃物を除く。）を青少年に販売し、頒布し、贈与し、若しくは貸し付け、又は青少年と交換しないように努めなければならない。ただし、学校その他の教育施設における学習に必要な刃物については、この限りでない。

（一般からの申出）

第55条 何人でも、次に掲げる場合には、知事又は審議会に対し、その旨の申出をすることができる。

(3) 刃物でその形状、構造又は機能が、人の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘発するおそれがあり、かつ、第20条第1項に規定する基準に該当すると思料するとき。

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(2) 第20条第2項の規定に違反した者

第66条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第57条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

北海道青少年健全育成条例施行規則

（指定基準等）

第1条 知事は、北海道青少年健全育成条例第20条第1項の規定により、有害刃物として指定をしようとするときは、別に定める認定基準により行うものとする。

北海道青少年健全育成条例による有害興行等の禁止指定等に関する認定基準

3 条例第20条に規定する「刃物でその形状、構造又は機能が、人の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘発するおそれがある」と認められるものであって、規則で定める基準に該当すると知事が認める基準は、次のとおりとする。

一般家庭用、学習用（条例第21条で規定する「学校その他の教育施設における学習に必要な刃物」をいう。）及び業務用に使用する以外の刃物類で、刃渡り又は鋭利性において容易に人を殺傷し得る機能を有するもの

6 条例第 21 条に規定する「刃物でその形状、構造又は機能が、人の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘発するおそれがあると認められるもの（有害刃物を除く。）」は、刃物で、その形状、構造又は機能が、人の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘発するおそれがあると認められるもので、有害刃物の指定を受けた刃物以外のものとする。

同条に規定する「学校その他の教育施設における学習に必要な刃物」は、学校教育法第 1 条、第 82 条の 2、第 83 条に規定する学校、専修学校、各種学校及び学校教育に類する教育を行うにつき他の法律に特別の規定がある教育施設などにおいて行われる教育活動において、通常生徒など個人が所有するものとされるものその他彫刻刀、工作ナイフ、鉛筆削りなど日常の学習活動に必要なものとする。